

告示

埼玉県告示第三百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
コンビニエンスストア及びマルチメディア及びマルチメディアアキオスク端末を設置している加盟店舗並びにスマートフォン決済アプリを利用して納付される自動車税、個人事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 鈴木 正 範	令和八年四月一日から 令和九年三月十七日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日